

国民年金

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、国民年金1号被保険者（自営業・学生・無職など）が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料（以下「保険料」）が一定期間免除される制度です。この制度は「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものとして、将来受け取る老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■対象となる方

国民年金1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方

■免除期間

- ・出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
- ・多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

■届出方法

役場住民課または岐阜南年金事務所に届出または郵送

■届出に必要なもの

母子健康手帳、基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）、印鑑（朱肉を使用するもの）

■注意事項

- ・出産予定日の6か月前から届出できます。
- ・届出用紙は住民課窓口で配布のほか、日本年金機構のホームページよりダウンロードできます。
- ・産前産後期間の保険料を前納している場合は全額還付されます。
- ・任意加入されている方は対象になりません。

問住民課 ☎388-1115 / 岐阜南年金事務所（〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15）☎273-6161

教育委員会だより

子どもが地域とつながるために

郡二町教育委員会 ☎245-1133

新型コロナウィルス感染症予防のため、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保、三密の回避などが当たり前となっている中、地域や学校で必ず行われてきた行事も制限を受け、中止や縮小を余儀なくされています。そのような中にあって、「新しい生活様式」を踏まえながら、地域の子どもたちのためにできることをしようと立ち上がってくださっている方がおみえになります。

笠松町において、毎年多くの子どもたちで賑わう「ミニかさ横丁」を主催する「かさまつことのまち実行委員会」は、本年は内容を変えて、新たな試みに挑戦されました。これまでの活動で撮りためた未公開の写真や動画・掲示物を展示し、活動の振り返りをする展示会形式に変更し、「大ミニかさ展」を開催されました。大人は立ち入ることができなかった会場内の様子を、写真や動画などを通して親子で楽しむことができる機会となりました。また、今後も続くであろう「新しい

生活様式」の中で、子どもの成長に必要な「遊び」を地域の大人がどう保障していくかを提案する「外で遊ぼう～miniミニかさ横丁とプレーパーク」も行い、多くの子どもたちが参加しました。

岐南町では、地域学校協働活動である「Gさうす」の後期日程が10月から始まりました。楽器演奏や工作、生け花などの様々な体験ができる土曜日の教育的活動で、地域の方が講師となって、子どもたちに指導をしています。新型コロナウィルス感染症予防の観点から、開催できない講座もありましたが、多くの子どもたちが応募しました。

このように、子どもたちは学校だけでなく、地域とつながりをもつことで、安心で豊かな生活を送ることができます。登下校の見守り活動もそのひとつです。感染予防を徹底する「新しい生活様式」の中で、子どもと地域のつながりをつくっていくことが、私たち大人のこれからのかの課題ではないでしょうか。